

報道関係者 各位

令和5年10月31日

【照会先】

福井労働局労働基準部監督課

監督課長 松田 恵太郎

過重労働特別監督監理官 澤井 乙夫

(直通電話) 0776-22-2652

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

(同時実施「過重労働解消キャンペーン」)

福井労働局(局長 田原 孝明)では、11月の過労死等防止啓発月間に、福井県内の過労死等*をなくすために過重労働解消キャンペーン等を実施します。

月間中は、過重労働相談受付集中期間・過重労働解消相談ダイヤルの実施及び長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた集中的な監督指導を行うほか、国民への周知・啓発を目的に、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催、労働局長等による労使団体への要請及び労働局長等によるベストプラクティス企業との意見交換等を行います。

※ 過労死等とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い 心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

1 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

有識者・より良い働き方に取り組む企業・過労死で亡くなられた方のご遺族にご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。(参加無料)

- (日 時) 令和5年11月13日(月)13:30~16:00
- (会 場)福井商工会議所 B1F コンベンションホール(福井市西木田2-8-1)
- (内 容)
- ① 基調講演

「メンタルヘルスと働き方改革一法改正とエビデンスを踏まえた新たな働き方の探究一」 山本 勲 氏 (慶應義塾大学商学部 教授)

- ② 企業からの取り組み事例発表
 - 「スタッフファーストへの挑戦」社会福祉法人あいの土山福祉会エーデル土山
- ③ 過労死遺族の声
- (お申込) WEB又はFAX

(過重労働防止対策推進シンポジウム特設サイト) http://p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/



2 労働局長による労使団体への要請

キャンペーンの実施に向けて、福井労働局長等が、県内の使用者団体及び労働組合(5 団体)に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等及び自社の働き方改革 等により下請等中小事業者に「しわ寄せ」を生じさせないよう、順次、要請を実施します。

(当日の模様は、福井労働局「フォトレポート」へ掲載します。)

https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/

3 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

時間外労働の削減に向けて、積極的な業務改善に取り組む福井県内の企業との意見交換を実施し、取組事例を収集・紹介します。

(訪問日時) 令和5年11月9日(木)

(対象企業) 山本運輸株式会社 鳥羽物流センター

※ 詳細は、別途プレスリリースを行います。

4 過重労働相談受付集中期間・過重労働解消相談ダイヤルの実施

(過重労働相談受付集中期間)

11月1日(水)から11月7日(火)(※土日を除く)を過重労働相談受付集中期間とし、福井労働局・各労働基準監督署の相談窓口等において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

- 福井労働局・各労働基準監督署の相談窓口(開庁時間 平日8:30~17:15) 各労働基準監督署の所在地等は福井労働局ホームページをご覧ください。
 - https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/
- 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

0120 — 811 — 610 (はい!ろうどう) 🔞 労働条件 相談ホットライン

(受付時間:月~金17:00~22:00、土日祝9:00~21:00)

(過重労働解消相談ダイヤル)

11月3日(金・祝)において、全国一斉の電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。全国どこからでも(携帯電話でも)無料で利用でき、匿名の相談も可能です。

0120 — 794 — 713 (なくしましょう、ながいざんぎょう)

(受付日時) 11月3日(金・祝) 9:00~17:00

(添付資料)

- 別添1 過重労働解消キャンペーンパンフレット「この機会に一度ご自身の労働時間を見つめな おしてみましょう。」
- 別添2 過労死等防止対策推進シンポジウム(11月13日 福井会場)チラシ
- 別添3 過労死等防止啓発リーフレット「しごとより、いのち」
- 別添4 過労死等防止啓発パンフレット「しごとより、いのち」

厚生労働省では、過重労働解消キ

次の取組を実施します



労使の主体的な取組を促します

取組に関する 使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた 周知・啓発等について、協力要請を行います。



ス企業との意見交換を実施します 労働局長によるベストプラクティ

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた 積極的な取組事例を収集・紹介します。

02



過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施しま

に監督指導を行います。 長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的(



労働相談を実施します

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、 過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働



11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか

「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細

「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ



https://www.check-roud



ou.mhlw.go.jp/soudan/

参加費無料

を開催しま

を中心に、

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月

05

過重労働解消のためのセミナ-



ム」を開催します **「過労死等防止対策推進シンポジウ**

https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。 * 全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、

専用ホームページ

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

月間です 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン

生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。 ||事業者への[しわ寄せ]を 大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中、

「しわ寄せ」防止特設サイト

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/





重労働解消キャンペーン」を実施し 妈

参加費無料

令和5年11月3日(金·祝) 9時~17時 無粒

00

り 検索

過重労働解消キャンペーン

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です



別添 1

労働基準監督署

都道府県労働局

(大) **厚生労働省** Ministry of Health, Labour and Wetere

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

[過**労死等防止対策推進法**]では、11月を[**過労死等防止啓発月間**] 解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労 一環として「過重労働 むこととしています。 としています。このため、厚生労働省では、その 働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組





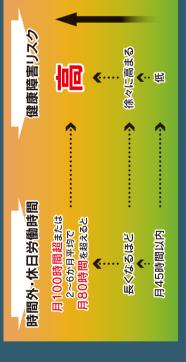
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向 す。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依 ています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられま 、それが労災と認められる件数も年々増加しています。 然として高い水準で推移し. **病などの精神障害を発病し**

過重労働と健康リスクとの関連性

長時間労 与える影響

が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾 長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす 最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働 患の発症との関連性が強まります。

〈右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の 考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの 知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載してい る労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労 働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

動き方・休み方改善ポータルサイ

を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用 して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができ ます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組の 企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報 ヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。 https://work-holiday.mhlw.go.jp/ 働き方・休み方改善ポータルサイト





重労働による健康障害を防止するために 蚂

時間外・休日労働時間を削減しましょう 01

⇒労働基準法で定められている時間外労働の上限規 制(→右枠参照)は必ず守ってください。

限

間外労働の上

业

○年720時

- 協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指 ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われる ものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使 針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



年間=6か月まで *休日労働を含む 1年間=12か月 ○複数月平均80時間* ○月100時間未満* 法律による上限 (原則) 年360時間 上限(例外) 法律による 月45時間 残業時間(原則) 週40時間 法定労働時間 1日8時間

①② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
 - ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

労働時間等の設定を改善しましょう。 033

- ◆勤務間インターバル制度(※3)をはじめとした
- 労働時間等の設定の改善に努めましょう
- ▶具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう



○|4| 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え 健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください
- ▶時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は 医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)

※2 [労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン] (厚生労働省、平成29年1月) ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間 (インターバル時間) を確保する仕組み

※4 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)



福井会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウ

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって

多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。 本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、

過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時

2023年 11月13日(月)

13:30~16:00 (受付13:00~)

福井商工会議所 B1F コンベンションホール

(福井県福井市西木田2-8-1)

基調講演

「メンタルヘルスと働き方改革

一法改正とエビデンスを踏まえた新たな働き方の探究一

慶應義塾大学商学部 教授

山太

別添 2

企業からの取り組み事例発表

「スタッフファーストへの挑戦」

社会福祉法人あいの土山福祉会エーデル土山

▼ 特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催:厚生労働省 後援:福井県、福井市、福井弁護士会

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、福井過労死弁護団、

福井県経営者協会、福井県商工会議所連合会、福井県社会保険労務士会、連合福井、福井県労連



二次元バーコードを 読み込んで下さい。

福井会場

[基調講演]

「メンタルヘルスと働き方改革

一法改正とエビデンスを踏まえた新たな働き方の探究一 山本 勲 氏 (慶應義塾大学商学部 教授)

[企業からの取り組み事例発表]

「スタッフファーストへの挑戦」

社会福祉法人あいの土山福祉会エーデル土山

[過労死遺族の声]

会場のご案内

福井商工会議所 B1F コンベンションホール

(福井県福井市西木田2-8-1)

- ・JR福井駅から5番 商工会議所行きバスに乗車、「福井商工会議所」停で下車
- ・福鉄 福井駅より上りに乗車、「商工会議所前」駅で下車

参加申込について

◎Webからの申し込み

次元バーコード

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

- ●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 FAX番号 052-915-1523
- ●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

を読み込んで下さい。	
に必要専項を記載の上	ロヘンたも師い

過労死等防止対策推進シンポジウム「参加申込 ●次の該当する□に たお願いいたします。 □ 経営者 □ 会社員 □ 公務員 □ 団体職員 □ 教職員 □ 医療関係者 □ 弁護士 □ 社会保険労務士 □ パート・アルバイト □ 学生 □ 過労死等の当事者・家族 □ その他 「] ふりがな ふりがな お名前 5名以上のお申込みは、 ふりがな ふりがな 別紙(様式自由)にて FAXしてください。 **OTEL**: •FAX: 連絡先 ■E-mail: 企業•団体名

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

山本 勲氏





ブラウン大学経済学部大学院博士課程修了(経済学博士) 1995~2007年 日本銀行

2007年 慶應義塾大学商学部准教授を経て現職 専門は労働経済学

[主な著作]

『労働時間の経済分析:超高齢社会の働き方を展望する』 (共著 日本経済新聞出版社

2014年 第57回日経・経済図書文化賞受賞)

しごとより、

いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、

人生を豊かにしてくれるもの。

だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは

絶対にあってはならないことです。

すべての人が健康で、

毎日イキイキと働き続けられる社会へ。

みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



詳しい情報や相談窓口はこちら

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、 総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。 日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けに その内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内 パワーハラスメントについての相談はこちら。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html



●都道府県労働局雇用環境·均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。 https://www.mhlw.go.jp/content/ 000177581.pdf



●あかるい職場応援団 (ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の 提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談

24時間受付

月・火 17:00~22:00 / 土・日 10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳 (ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方をはじめ、ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方など、さまざまな立場の方に役立つ情報やコン



テンツを掲載しています。 https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。



https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死の防止のための活動を行う 民間団体の相談窓口

▶過労死弁護団全国連絡会議 (過労死110番全国ネットワーク)

https://karoshi.jp/



▶過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/





▶全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/



参加 無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

の向い合わせ元

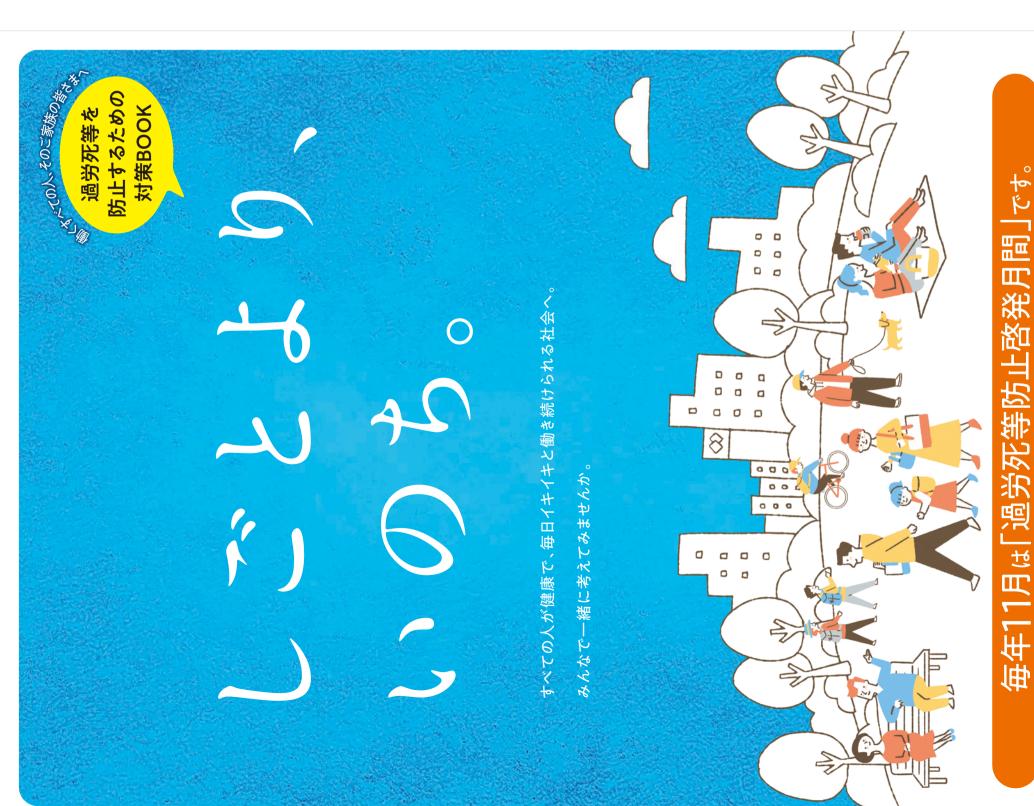
専用ナビダイヤル 0570-087-555 (月~金9:00~17:30)











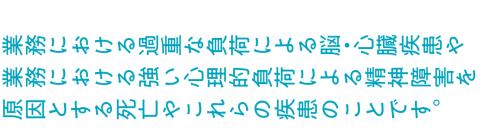
詳しい情報や相談窓口はこちら |厚労省 過労死防止

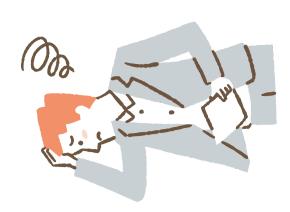
https://www.mhlw.go.jp 厚生労働省ホームページ▶





過労死等とは?





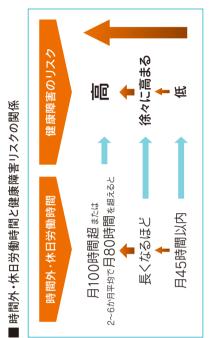
「過労死等の定義」

- ◎業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患 を原因とする死亡
- ◎業務における強い心理的負荷による精神障害を原因 とする自殺による死亡
- ◎死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、 旱鬼中肆

「長時間労働と過労死等〕

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積 をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓 疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓 疾患に係る労災認定基準においては、週~時間を超える 時間外・休日労働がおおむね月4時間を超えて長くなる ほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か 月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし らか月間にわたって1か月当たりおおむねの時間を超え る時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との 関連性が強いと評価できるとされています。

また、業務における強い心理的負荷による精神障害で、 正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精 神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があると されています。



①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討

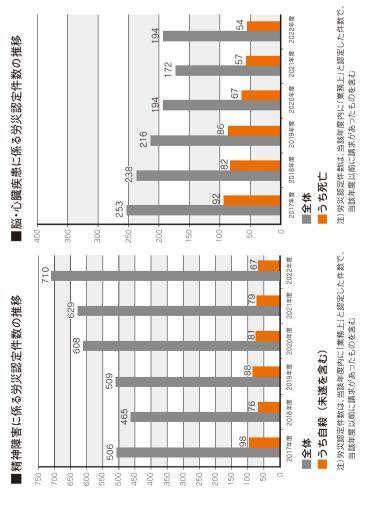
②業務の過量性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて終合的に評価されるへきものです。

おけるその超えた時間のことです。

④2~6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が、おおむれ80時間を超えるという意味です。

「過労死等防止は喫緊の課題」

過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕 事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るととも に、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環 境 (職場風土を含む)を形成の上、労働者の心理的負荷を 軽減していくことは急務となっています。



「過労死等防止に関連する国の目標」

◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上(2027年まで)

|%以上(2027年まで)

◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80

◎年次有給休暇の取得率を70%以上(2025年まで)

特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。

(2)制度を導入している企業割合を15%以上(2025年まで) (1)制度を知らなかった企業割合を5%未満(2025年まで)

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を

50%未満(2027年まで)

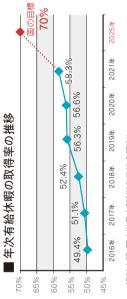
◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(2025年まで)

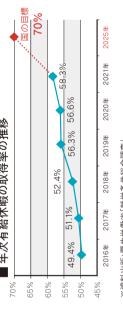
過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。

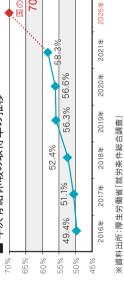
過労死等防止のための対策に

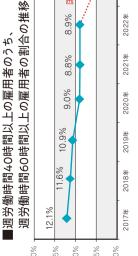
◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、

関する大綱の数値目標 (R3.7月変更)









国の目標



長時間労働の削減に向けて、 事業主が取り組むべきことは?



労働者の労働時間を正確に把握しましょう。 時間外・休日労働協定(%協定)の内容を労働者に周知し、 週労働時間が 3時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

「適正な労働時間の把握」

使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働 者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に 把握する直務があります。現状では割増賃金の未払いや 過重な長時間労働といった問題などの背景に、使用者が 労働時間を適切に管理できていないケースも見られます。

「労働時間適正把握ガイドライン」で





[「時間外・休日労働協定(%協定)」の周知を]

使用者が法定労働時間(原則、1日8時間、週~時間)を 超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせ る場合には、労働基準法第8条に基づき、8協定を過半数 労働組合(ない場合には過半数代表者)と締結し、労働基

準監督署に届け出ることが義務づけられています。 労働 者に対して、労働基準法を周知することはもとより、Spは 定が適切に結ばれるよう過半数代表者(過半数代表者に 選出されうる労働者)に対しても、周知等を行うことが重 要です。また、届け出られた協定は見やすい場所へ掲示す るなどの方法により、労働者に周知することが必要です。

週労働時間

の時間以上の

雇用者のうち、
過労働時間

の時 間以上の雇用者の割合をら%以下とする(20015年まで)

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が、大企業には 2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用され

時間外労働の上限は、原則として、月姑時間、年360時間とし、 臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

また、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善法に 規定された勤務間インターバル制度の導入等、各取組を行うこと が効果的です。



労働者の取組



働きすぎによる健康障害を 防止するために必要なことは?



事業主は労働者の健康づくりに向け 積極的に支援すること、

労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

[睡眠時間の確保および健康づくりを]

過重労働による健康障害の防止のために、時間外・休日 労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底を 図りましょう。労働者の必要な睡眠時間を確保し、生活貿 慣病の予防などの健康づくりに取り組むことも重要で す。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショナ ル制度対象労働者や管理監督者についても、事業主に健 康確保の責務があることから、労働安全衛生法に基づき、 医師による面接指導等の必要な措置を講じなければなり ません。

労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しま フれい。

[若年労働者などにも配慮した対策を]

若年労働者、高年齢労働者、障害者である労働者 などについては、心身ともに充実した状態で意欲 と能力が発揮できるよう、事業主は、各々の特性に 応じた過重労働防止のための配慮を行う必要があ ります。

例えば、入社間もない若年労働者が長時間に及 ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進 や、メンタルヘルス不謂の発生防止のための対策 などを講じましょう。



への取り組みば「高年齢労働者の について」で詳しく解説しています 高年齢労働者への取り組みは「 安全衛生対策について」で詳し

4



働き方はどのように 見直せばよいですか?

事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた 働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。 使用者と労働者で話し合って 計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

[ワーク・ライフ・バランスのとれた

働き方ができる職場環境を一

過労死等の防止のためには、単に法令を遵守するだけ ではなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方ができる職 場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や休 日出動、休暇が取得できない状態が続くと、労働者の仕 事への意欲や効率の低下だけでなく、健康状態や精神状 態の悪化にもつながります。仕事にやりがい・充実感を 得ながら責任を果たすためには、適切な労働時間で効率 的に働き、しつかり休暇を取得できる職場環境・業務体 制の構築が不可欠です。

●関連する国の目標

年次有給休暇の取得率を2%以上とする(2025年まで)

年次有給休暇(年休)は、法律で定められた、労働者に与え られた権利です。労働基準法において①6か月間の継続勤務 ②全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者(パート・ アルバイトも同様)は、取得することができます。労使で話し 合って、年休の計画的な取得を推進しましょう。

2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付与 日数が年

に対して、

年休の日数の うち年ら日については、使用者が時季を指定して取得させ ることが義務づけられました。

事業主の取組

労働者の取組



勤務間インターバル制度とは?



勤務間インターバル制度は、終業時刻から 翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の 休息時間を設ける制度で、働く人の 生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を 送るために有効なものです。労使で話し合い、 制度の導入に努めましょう。

2019年4月から、勤務間インターバル制度の導入が 事業主の努力義務になりました。

- 勤務問インターバル制度の導入・運用する際の ポイント等をとりまとめたマニュアル、導入事 例があります。
- 制度を導入する中小企業への助成金があります。

勤務間インターバル制度について、労働者数の人以上の 企業のうち、

- 制度を知らなかった企業割合をら%未満に、
- ②制度を導入している企業割合を巧%以上とする(2025年まで)

事に集中する時間とプライベ 生産性の向上に つながるります。

このようなメリットが期待されます

バル制度を導入することによって、事業主、従業員双方に

勤務間インターバル制度導入がも

のサメリット

づくりの実現につながり、人材の確 保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。 労働力人口が減少するなか、人材 の確保・定着は、重要な経営課題に なっています。十分なインターバル 時間の確保により、ワーク・ライ 職場環境の改善等の魅力ある職場 フ・バランスの充実を図ることは、 従業員の定着や 確保が期待できます

果から明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につなが

起床時疲労感が残ることが研究結 れてストレス反応が高くなるほか、

インターバル時間が短くなるにつ

従業員の健康の維持・ 向上につながります。



しています。



導入・運用マニュアル、導入事例を紹介



とうにひ(と インターバル導入コ 改革推進支援助成金 (勤務間 働き方

https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/ download.html

6





心の健康を保つために 取り組むべきことは?



事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、 労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの 状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

[メンタルヘルスケアが重要]

仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレ スを感じている労働者の割合は、8割を超えています。 心の健康を保つためには労働者自身がストレスに気 づき、これに対処することが必要です。

また、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚 が不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につな げることが重要です。

そのためには、事業主がメンタルヘルスケアのための 体制づくりや労働者等への教育・情報提供・相談窓口の設



[ストレスチェックの実施を]

毎年1回労働者を対象にストレスの程度について検査 (ストレスチェック)を実施し、高ストレス者で必要な者 に対して医師による面接指導を行うことが必要です(労 働者数の人未満の事業場は努力義務)。

労働者はストレスチェック結果により、自身のスト レス状況に気づき、セルフケアに努めましょう。また、事 業主は集団分析をもとに職場改善に取り組みましょう。

● 関連する国の目標 ……

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を®% 以上とする(2007年まで)
- 使用する労働者数D人未満の小規模事業場における ストレスチェック実施の割合を3%以上とする(2027年まで)

事業主の取組

労働者の取組



職場のハラスメントの 防止に向けて取り組むべきことは?



事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に 取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。 労働者とその周囲の方は、ハラスメントに気づいたら

事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する

⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること

措置を適正に行うこと

事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者

⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること

に対する配慮のための措置を適正に行うこと

事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他 不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周

@

知・啓発すること

③ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために

併せて講ずべき措置

必要な措置を講じ、労働者に周知すること

相談窓口へ連絡しましょう。

2022年4月から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が

相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応で

職場におけるハラスメントへの事後の

迅速かつ適切な対応

③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること

適切に対応するために必要な体制の整備

相談(苦情を含む)に応じ、

中小企業を含む全ての企業の義務となりました。

① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならな

事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントを 防止するために講ずべき措置 い旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること

② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針・ 対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に



業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者そ

の他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施

関するハラスメントの原因や背景となる 要因を解消するための措置

職場における妊娠・出産・育児休業等に

ハラスメント対策について厚生労働省HPで詳しく解説しています https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/



koyoukintou/seisaku06/index.html

ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」 び活用ください。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

00







ストレスチェックの企業向けの相談窓口 「ストレスチェック制度サポートダイヤル」



新しい働き方を導入する場合は どのように対応すべき?



テレワークなどの新しい働き方の導入にあたっては、 企業も労働者も安心して取り組むことができる 環境を整備することが重要です。

[ルフレーシ]

テレワークは、ウィズコロナ・ ポストコロナの「新たな日常」 「新しい生活様式」に対応した働 き方であり、業務効率化による時 間外労働の削減や生産性の向上 に資する等、労使ともにメリット があります。

一方で、「仕事と生活の時間の区 別が曖昧となり、労働者の生活時 間帯の確保に支障が生じる」「顔 を合わせる機会が減り、心身の不 調に気づきにくい」等の理由によ る健康障害のおそれや、テレワー ク時のハラスメントの発生につ いて留意する必要があります。

労使双方で十分に話し合い、 良質なテレワーク環境の整備に 努めましょう。

[雪渊•無渊]

労働者が自身のスキルアップ や収入面の安定の手段として副 業・兼業を行うことは、企業に とっても優秀な人材の獲得・流出 防止等のメリットがあります。

副業・兼業を進める上では、長 時間労働によって労働者の健康 が阻害されないよう、長時間労 働を防止することや健康確保を 図ることが重要です。労使コミュ ニケーションをとり、必要な措 置を講じるようにしましょう。

[レコーレンス]

フリーランスについては、多様 な働き方の拡大等により、社会保 障の支え手・働き手の増加などに 貢献することが期待されます。

「フリーランスとして安心して 働ける環境を整備するためのガ イドライン」を活用し、適正な取引 に努めましょう。

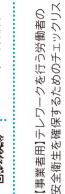
また、フリーランスの取引に 関する新しい法律[フリーラン ス・事業者間取引適正化等法」が 2023年5月亿日に公布され ました。2024年秋頃までに 施行予定です。詳しい情報は、厚 生労働省日日をご確認ください。



インや新しい法 (ハては厚生労働省







副業・兼業の促進に 関するガイドライン



自宅等においてテレワークを行う 境を確認するためのチェックリスト

[労働者用] B 際の作業環





及び実施の推進のための

事業主の取組

労働者の取組



労働者が過労死等の危険を感じた場合に 備えて取り組むべき対策は?

労働者は自身の不調に気がついたら、

早めに周囲の人や、医師などの専門家に相談しましょう。 事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。 上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等に つなぐことができるようにしていくことが重要です。

[相談しやすい環境の難備を]

現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されてい ます。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、 こうした窓口の周知を行いましょう。また、職場において 労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を認識 し、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身体面、 精神面の不調に気づくことができるようにしていくとと もに、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保 健スタッフ等につなぐことができるようにしていくこと が重要です。

さらに、職場以外においては、家族・友人等も過労死等 の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労 働者の不謂に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に 対処できるようにすることが必要です。労働者も自身の不 調に気がついたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談 ■ 相談窓口は、P で・P なく することを心がけましょう。

■ 緊重する国の回際 ……

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、 悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 2%未満とする(2027年まで)

0 自覚症状と勤務の状況から判定するものです 労働者の疲労蓄積を このチェックリストは

各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。 2.最近1か月間の勤務の状況

1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	/4い×44週当(0)		非形に多い (3)
2. 不規則な勤務(予定の変更、突然の仕事)	□ 少ない (0)	□多い(1)	
3. 出張に伴う負担(頻度・拘束時間・時差など)	□ ない又は小さい (0)	□ 大きい (1)	
4. 深夜勤務に伴う負担**2	□ ない又は小さい (0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	□ 適切である(0)	□ 不適切である(1)	
6. 仕事についての身体的負担**3	(0) 小字い [□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
7. 仕事についての精神的負担	(0) 小字い □	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	□ 小さい(0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
9. 時間内に処理しきれない仕事	□ 少ない (0)	□多い(1)	□ 非常に多い (3)
10. 自分のペースでできない仕事	□ 少ない(0)	□ 多い (1)	□ 非常に多い(3)
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかかって仕方ない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
12. 勤務日の睡眠時間	□ +纷 (0)	□ やや足りない (1)	□ 足りない (3)
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間**4	□ +汾 (0)	□ やや足りない (1)	□ 足りない (3)

※2:深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯(午後10時-午前5時)の一部または全部を含む勤務を言います。 ※3:肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担 ※4:これを勤務間インターバルといいます。

【勤務の状況の評価】各々の答えの()内の数字を全て加算してください。

12点以上	
О	
6~11点	
C	
1~5点	
В	
一 学()	

疲労蓄積予防のための対策

せないためには、負担を減らし、一方で睡眠・休養をしっかり取る必要があります。労働時間の短縮は、仕事による 結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。疲労蓄積度の点数が2~7の人は、疲労が蓄積されている可能性 があり、チェックリストの2に掲載されている"勤務の状況"の項目(点数が1または3である項目)の改善が必要です。個人の裁量で改善可能な項目については、自分でそれらの項目の改善を行ってください。個人の裁量で改善不可能な項目 等に相談してください。なお、仕事以外のライフスタイルに原因 があって自覚症状が多い場合も見受けられますので、睡眠や休養などを見直すことも大切なことです。疲労を蓄積さ 負担を減らすと同時に、睡眠・休養が取りやすくなることから、効果的な疲労蓄積の予防法のひとつと考えられてい あなたの疲労蓄積度はいかがでしたか?本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の ます。あなたの時間外・休日労働時間が月45時間を超えていれば、是非、労働時間の短縮を検討してください。 については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医

日診断チェックリスト 労働者の疲労蓄積度自

下記のチェックリストを活用して、あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、改善に役立ててください。 疲労が蓄積すると心身の健康状態の低下を招き、健康障害を引き起こすことがあります。

ш	
Щ	
卅	
記入年月日	

1.最近1か月間の自覚症状 各質問に対し、最も当てはまる項目の□にくを付けてください。

1. イライラする	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
2. 不安だ	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
3. 落ち着かない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
4. ゆううつだ	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
5. よく眠れない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
6.体の調子が悪い	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
7. 物事に集中できない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
8. することに間違いが多い	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
10. やる気が出ない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
11. へとへとだ(運動後を除く)*1	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	□ ほとんどない (0)	時々ある (1)	□ よくある (3)
14. 食欲がないと感じる	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)

训

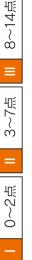
温

恒 【自覚症状の評価】各々の答えの()内の数字を全て加算してください。

≥ 8~14点 3~7点 0~2点

15点以上

آ





1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、 あなたの疲労蓄積度の点数(0~7)を求めてください。

[仕事による負担度点数表]

Q	4	2	9	7
၁	2	3	4	2
В	0	1	2	3
Α	0	0	0	1
	_	=	=	2
	,	回貨	供法	ś
	В	A B C C 2	A B C C C C C C C C C C C C C C C C C C	A B C C 0 0 2 0 1 3 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方の場合は判定が正しく行われない可能性があります。

|--|

あなたの疲労蓄積度の点数は

点(0~7)

瓢 赤 する相談窓口 ◎労働条件や健康管理に関

労働条件等に関するご相談は・・

庁時間 平日8:30~17:15) 労働基準監督署、 総合労働相談コーナーにご相談へださい。(開) お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

ます。日本語の他、13言語に対応しています。 0120-811-610 平日 17:00~22:00/土·日·祝日 9:00~21:00(12/29~1/3を除く) ge support is also available. "Labour Standards Advice Hotline" Foreign langua 労働条件に関することについて無料で相談に応じてい

●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています 労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、 https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



/ラスメントに関するご相談は

●総合労働相談コーナーのご案内

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html パワーハラスメントにしいての相談はいちの。



黜 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。



▶あかるい職場応援団(ポータルサイト)

o ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っていま https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



取組支援を希望する場合は… 働き方・休み方の見直しに関す

■働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けた アドバイスを無料で行っています。

問い合わせください。 お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf



■働き方・休み方改善ポータルサイト

トントを見つけられるサイトです 企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、 自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善の

https://work-holiday.mhlw.go.jp/



こおける健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

産業保健総合支援センタ

メンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。 また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。 全国で、事業者、産業保健スタッフ(産業医、衛生管理者など)に向けた、健康管理や https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx



●こころの耳(ポータルサイト)

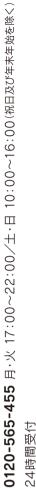
ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方など、さまざまな立場の方に役立つ情報やコンテンツを こころの不調や不安に悩む働く方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方をはじめ、 掲載しています。



https://kokoro.mhlw.go.jp/

●こころの耳電話相談、メール相談、SNS相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。 電話相談

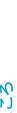


メール相談

月・火 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く) SNS相談



もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、



気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。 https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/



国による過労死等防止のための取り組み

過労死等防止対策 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000053725.html



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓□

■過労死等防止対策推進全国センタ

https://karoshi-boushi.net/



https://karoshi-kazoku.net/

https://karoshi.jp/









